

2022年9月9日

ネオファースト生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症における給付金の特別取扱の対象について

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

当社では、2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下、「宿泊・自宅療養」といいます）は、約款上の「入院」として取扱い、入院給付金等のお支払い対象とする特別取扱（以下、「みなし入院」といいます）を実施しております。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたこと等を踏まえ、「みなし入院」に係る入院給付金等の取扱いを検討した結果、2022年9月26日（月）以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象について以下のとおりとします。

< 「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象 >

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の「重症化リスクの高い方」

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠されている方

なお、全国的に現状の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」といいます）上の運用が継続される2022年9月25日迄に新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクの高い方に限らず、これまで通りの対応を継続いたします。

<参考>新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース		9月25日まで	9月26日以降
入院された場合（約款における取扱）		○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊・自宅療養 された場合 （特別取扱）	重症化リスクの高い方	○ お支払い対象	○ お支払い対象
	上記以外の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外

○みなし入院の取扱いを開始した経緯と今回対応の理由

入院給付金は、「①医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での療養が困難（以下、「入院の必要性」）」「②病院または診療所に入ること」「③常に医師の管理下において治療に専念すること」という3条件を全て満たすことによってお支払いすることになっております（下記の約款上の「入院」の定義をご参照ください）。

こうした中、2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病院の病床のひっ迫等の事情により、入院することができない状況が発生した結果、宿泊・自宅療養が行われることになりました。宿泊・自宅療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、お客さま保護の観点から、「入院」と同等に取り扱う（みなす）特別取扱を、社会情勢を踏まえた時限的な措置として開始いたしました。

<約款上の「入院」の定義>

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加する昨今の状況においては、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっている状況にあります。更に、今般、政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象について、With コロナの新たな段階への移行として、2022年9月26日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

こうした状況変化も踏まえ、発生届出の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払い対象を上記のとおりとしました。

今後の請求手続き方法の詳細につきましては、後日あらためて当社オフィシャルホームページ「よくあるご質問(https://faq.neofirst.co.jp/faq/show/4532?site_domain=default)」に掲載させていただきます。また、今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

また、医療機関や保健所等のさらなる更なる負担軽減のために、2022年9月5日（月）から、給付金の請求時に保健所等が発行する「療養証明書」を必要としない取り扱いに変更しております。詳細は当社オフィシャルホームページをご確認ください。

以上